

2021年2月3日

厚生労働大臣 田村憲久殿

新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣 河野太郎殿

渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合
〒150-0011 東京都渋谷区東1丁目27番地8号202号室
TEL 03-3409-5525

路上生活者等の新型コロナウイルス用ワクチン接種についての要請

私たちは、渋谷区を中心に路上生活を余儀なくされている方々とともに、炊き出しや夜回り、医療生活相談などの活動を行っている民間非営利団体です。

1月22日までに、新型コロナワクチンを、郵送された「接種券」に基づいて行う旨の見通しを、厚生労働省および内閣官房が提示しました。しかしながらこの方式では、住民登録を持たない、あるいは住民登録地に実際に居住していない人々が、希望しても接種を受けられない懸念があります。厚労省による1月21日付けの「接種についてのお知らせ」は、事情がある場合に住所地以外でワクチンが受けられる旨を述べており、また加藤勝信官房長官も25日記者会見において同様の見解を示していますが、具体的な方式はいまだ示されていません。なお、住民登録を持たない、あるいは住民登録地に実際に居住していない人として、具体的には次のような状況が想定されます。

1. 住民登録が残っている、残っていないに関わらず、現在路上生活している人。
2. 無料低額宿泊所等の施設に入居して生活保護を受給しているが、施設の意向により住民登録を行っていない人。
3. 家庭内暴力その他の問題により、住民登録地から離れて生活している人。

これらの状況にある人びとが、接種の対象に該当する時点で、希望すればワクチン接種を受けられるため、またそれに際して不当な差別が生じないように、下記の措置を講じるよう要請いたします。

記

1. 住民登録がない場合でも、本人の希望によりワクチン接種が受けられること。
2. 住民登録地に実際に生活していない場合でも、本人の希望によりワクチン接種が受けられること。
3. 住民登録地に実際に生活していない人がワクチン接種を受ける場合、その情報が住民登録地に居住する家族に、本人の意向に反して伝えられないように配慮すること。
4. 路上生活者等が感染拡大の原因となっているかのような風説が生じないよう対策すること。

以上